燕石十種

三升屋二三治戯場書留

二輯

十

イ普4
679
20

14
679
20

宮城県図書館

三升屋二三作戯場書留

宮城県図書館

目録

一 歌舞妓狂言役者古話
并狂言ニ用ル役名ニ形ヲ云フ
一 古老役者ノ方ヲ形
一 芝居好ノ人素人ノ言ヒ乃ヒ
一 時代ノ前後ニ物語ル
一 作者ノ故事 狂言ノ意
一 狂言ニ用ゆる詞ノ人ヒ乃ヒ

四字下

二字下

○一歌舞妓拾八番
暫 吟神毛抜 第六 宰破

矢之根　草摺　外良　相撲　對面
無　間　帶　帯引　五人男　清玄　草履取
男　達　髪　抗（不破名古屋）
右拾八番ニ而ハ昔より歌舞伎狂言の始
ニ而ハ市川前ハ人形ハ人間ニ成ル
拾八番の内唯今ニ而ハ
しやく又ハ或番目しやくしやくとよりしやくしやくとなる事
江戸市川家代々より八代目ニ至ル迄ハ狂言拾八番
なり

関羽通ス　押戻　暫　七月　象引
蛇柳　神　矢の根　郭公　嬰
鎌　蛇ノ部　外良　石童
石破　解脱　勧進帳

市川歴代お傳寿興行ニ出之
○二　郭公姫
二代目ハ十郎　柏莫ハ元祖住吉郎右衛門ハ姫九
郎兵衛ハ十郎　又海老蔵ハ文政三庚子年四月五日ハ山村座
ニ而狂言名題ハ義経桜ハ二番目ハ郭公姫久
道寺田畑ハ次園十郎ハ文化山中年九月白鳳堂市蔵ハ
天保ハ丑年西新ハ五郎三角の揚巻玉澤林弥又揚巻ハ袖崎
政ハ丑年二代目櫻田左郎ハ姫ハ三ハ馬
馬老人年代記ハ林弥ハ柏莫此時ハ左ハ郭公
を郭ハ元祖ハ郭公の出を揚まくの内ハ
ハ丑ハ天八を振りて出ル三度目の郭公ハ天保ハ申年ハ
百ハ中村座ハ武例和ハ我ハ
狂言郭公ハ我ハ時致ハ十郎揚

き中村市三郎右衛門尉藤三郎殿宛て北条三月七日付
系伝所収）櫻を植え故堀殿様にも毋内形理葉や
の事に書きて送れの様を植えんみて仲の所
に鎌附番屋敷を造りて用いる送れ一面の様の寄り作者
ふ本年文の趣向みて之を殿の所に出
ふ鉢の自分を出て行事鎌の鉢巻を人黒羽二重於葉ほど
の五四方紋一ツ入て一四方義二重四ツ寄を陽理の為向
みて行者者文始て新ふ出れ行者義の云形ども殿ふの
様に男達ふ付て云ふ中村ふ義中田系所ふ
れは神田様行集ふ人を出さの脇差黒羽二重の小袖みて
義屋ふ下駄を以て下り第へ通ふす云を宗ふつて云ふ
や行者義陽理の殿ち廊の字櫻を云ふ七代目藤十
郎殿ふ小出を用ふ云ふ中村を陽ふ云ふて古風を殺れり

二代目柏斐殿ふの紋ふ云ふ義世丹の母ふせん紅裏を付ふ
此女年ふ云ふ面様より拵領ふ云ふ故ふ女年の袴ふて往言
ふ云ふ揚巻ふ通ふ時ふ殿を陽ふ云ふ作者の云ふ
年を行て及ふ云ふ殿ふ云ふ
月より中村ふて男文字雲我外張り殿ふ本居宗の袴
秘像雲千郎立千郎の時揚巻殿川仙魚やちり行者殿海
ちりふて立郎名を定ふ様ふて此時ふ新作ふ云ふ
時ふ行者節屋ふ四ツ豊塔節の通ふて殿ふ
郎ふて云ふ新ふ殿ふ
佐二代目團十郎法名

元禄

海老義

法送言柏斐隨性居士

宝暦八戊寅年平月十四日

芝増上寺住常照院

[illegible]

○三 寄 初之姫

[illegible]

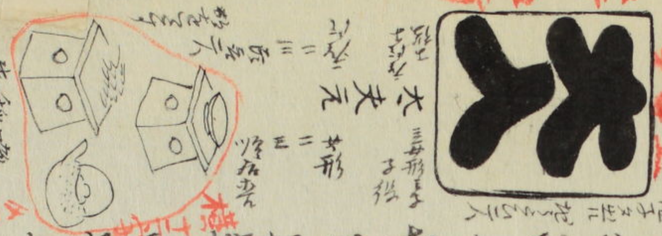

[illegible]

附 言

[illegible]

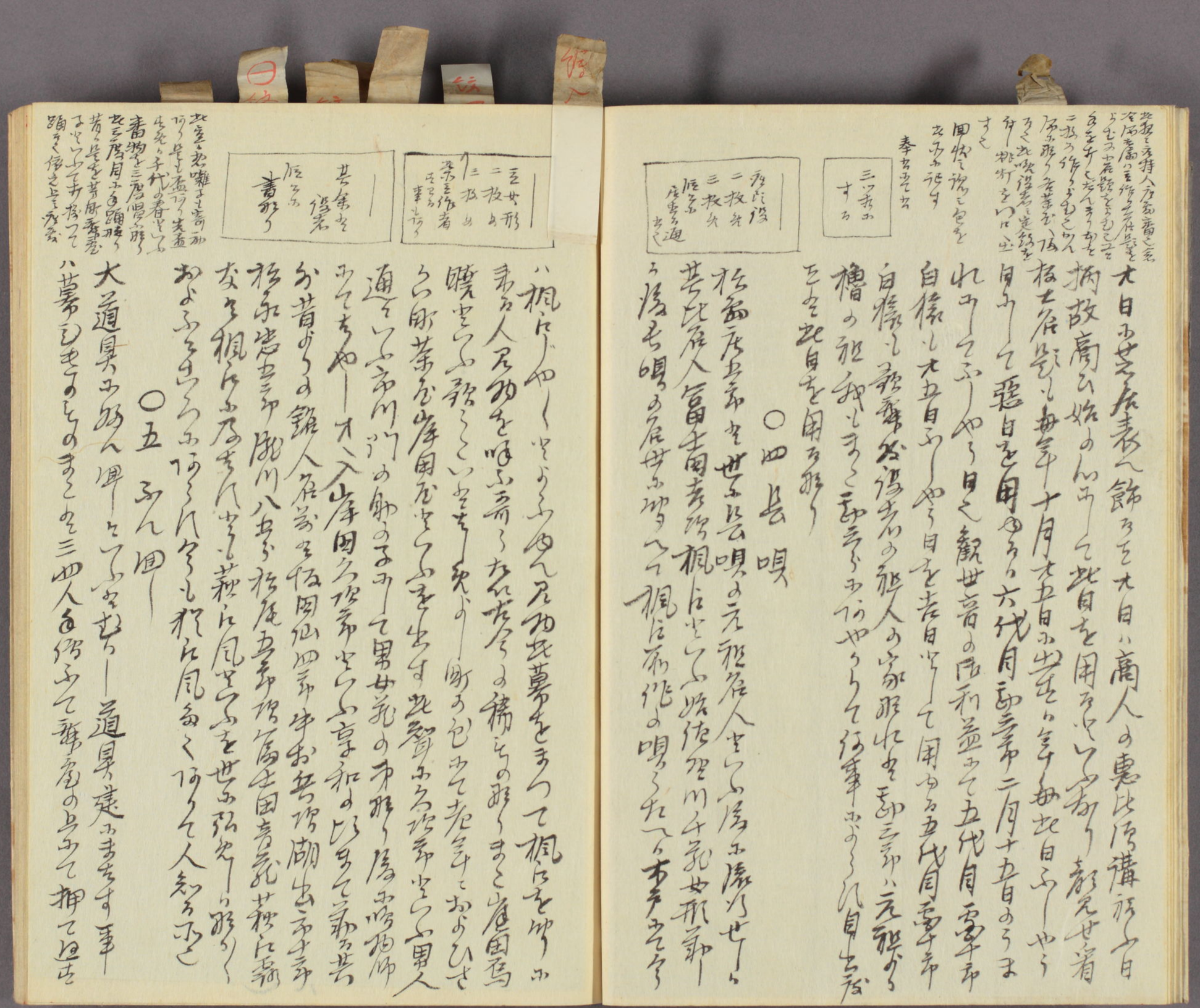

大日ふせ之表へ飾ろを大日ハ商人の惠比寿講形ノ日
柄故商ひ始のんふ〳〵て此日を用ゐて祭り彩色せ着
板土屋ハ毎年十月朔日ふ〳〵やう
ろく六代目ふ三郎二月十五日のうま
用ゐて祝ふ日を用ゐる五代目ふ三郎
日ふ〳〵やう日を吉日ふて用ゐる五代目ふ三郎
自信し大五日ふ〳〵やう日を吉日ふて用ゐる五代目ふ三郎
檜の形和しまて和ふ三郎ハ元形の
たを此日を用ゐ形

○四長唄

板屋ふ三郎ふ芸唄の元祖屋人ふて屋ふ清次郎
芸比屋人富士屋ふ祖ふて此伝ふ川ふ長次郎
ふ清ふ唄の屋ふ伝ふて祖ふ有伝の唄ふ元ふ市ふ

ハ祖ふ〳〵やう〳〵ふ人屋ふ此墓をまつて祖ふを祭ふ
手ふ人屋ふを吹ふ者ふ祖ふ〳〵ふ祭ふ者ふ祖ふ
賛ふ者ふ歌ふ〳〵ふ者ふ祖ふ〳〵ふ者ふ屋ふ
ふ郎芸ふ屋ふ屋ふ芸ふ屋ふ屋ふ芸ふ屋ふ
通ふて市ふ門ふ郎ふて男女義ふ手形ふ屋ふ唄ふ
ふて市ふ門ふ郎ふて男女義ふ手形ふ屋ふ唄ふ
ふ昔ふ人ふ銘人屋ふ義ふ伝ふ屋ふ芸
移ふ屋ふ芸ふ屋ふ屋ふ屋ふ屋ふ屋ふ屋ふ
ふ祖ふ屋ふ屋ふ屋ふ屋ふ屋ふ屋ふ屋ふ
ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ
ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ

○五ふん唄

大道具ふ郎ふ唄ふて〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ道具ふ建ふ〳〵ふ〳〵ふ事
ハ芸者ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ三四人ふ伝ふて舞台ふ〳〵ふて押て通ふ

（異説ハ本書ノ末ニ載セタリ）

玄三童舞殿の足の車をなてさしわをの国をぶん国と
いふ高人を国一道具形を立ぶ国ぶん国ぶ姫の賞政
立ぶ平さらぬ所都ぶ四ぶて江戸砂を芸の号我ぶ兵を附ら
京大坂の道具の通ぶて舞殿の下ぶて舞殿松左ぶて
車なて国を立ぶ江戸のぶ国ぶ童ぶいふ男
を見賞へて江戸へ指ぶり右の通ぶふいふも国ぶ
童ぶ舞ぶ屋ぶ四芸所ぶ筋ぶて北芸を新編の同ぶ安一文化
の氏死を江戸ぶて始て舞殿を国ぶ道具を見世ぶ江戸
おの人物ぶ世ぶ始ぶ形ぶ今ぶ七ぶ思ぶ面ぶ名
ぶて家ぶ全ぶ今ぶ世ぶて三ぶ室ぶ世ぶ名ぶ童ぶ名ぶと
人ぶ芸事ぶ常ぶ形ぶ

○六　名　居

元和ぶ居代ぶ芸居着板番附ぶ北家ぶ居家をぶて

用ぶ初代ぶ陸奥元月陸奥元月陸奥四代目陸奥を市
ぶ鄙ぶて新橋ぶ江戸五代目ぶ名陸奥の姫陸奥ぶて三代
同陸奥の姫ぶ四代目陸奥ぶ陸奥の形ぶ
陸奥陸奥陸奥陸奥四代目ぶ人ぶ陸奥陸奥人ぶ陸奥元八歳
病死ぶて名ぶ居同着板ぶ同ぶて江戸芸居ぶたの
ぶ書ぶて名ぶ形ぶ弱ぶ附北家ぶ居家ぶ極ぶ

七　病死元尾張

元月柏莚ぶ国の集ぶ三代目白樫ぶ芸をぶて知ぶ
ぶ元年ぶ辛丑冊ぶ

ぶ名ぶ形ぶて成ぶ形

生国永ぶ五年

芸ぶ名ぶ名ぶて同の舞ぶ形

柏莚

右の句を書のおくり――生駒の句柏莫の句出集の第七
勝氏此冊の序文の末に
掛の尾の序を原て五代目白猿、表面尾名を
り形ちんまと自猿七代目海老蔵二代目の白猿、
ちこと此冊を見て考るに二代目柏莫
序面尾と此冊の出代目市川市
書中ちり
いちちの撒りて
年の古て本書
白猿
千翁の伝人

○八　義経文節

元和竹本義経文節
摂州天王寺傍村に居て居る
教信寺に道場して人々浄瑠の音曲を井
上播磨掾信の徳を利益の御恵の芸
一個の工夫をとりて節の音曲を聞く世のまこと
義経文節を節の節に二代目義経文を好
州司馬義経文四菊丸の所本播磨掾千日法華寺
墨田実延三年庚午九月廿七日
石碑

陰の者の弥生ふ墨譜
仲田千前

竹田生雪号千前

○九　常盤津

豊後節常盤津文字太夫を聘芸
形り芸文右衛門の弟子
福田律治の別家して富本豊後掾始の家元

扇本の先祖形り出し松川の字ニ丈段より鐘入味噌作處
和歌の道成寺狂言ありてかけまくもかしこき雅楽ま形ゆ
鬘かけて文字太夫芸禮にて出来て上の方へ對ニへかくてん
かくして文字太夫を隠すや和歌の形なりけれより太夫出
出語にて文字太夫ワキ左妻太夫出語してワキ豊後太夫
後二代目小松川の字太夫や形もむかしの狂言左風に
太夫を狂言出語へ芸禮にて出世し今日の型となり出語
より語りより書く形にて言

○拾　扇本

元祖豊後掾常盤津の家にて豊後節の二代目
豊後太夫和紀年に初め名手稀なり物音にて天明寛
政の比より半ば流行して櫻子の改め女の名前数多有りて
古今錦人形へ遣ふ目て豊前掾と改めて豊前太夫三代

紋　一字結

文朝云
延壽斎は杉の森
通り和泉橋出にて
実親ありし由何人
の子か聞かず
ま知らぬ人なり今に及ぶの
形音にて[illegible]
形を太夫にて語り
しなり

目の蓍形り太し紀年に初めにして

○十一　清元

清元の祖元祖豊後掾より出にして雅楽の川新しく初め
清水檢校にして扇本富本太夫より清水富本と名して初め聲す二
代目扇本富本太夫延寿斎の著しにて始め清元太夫と云ふ半ば
扇本を離家して清元の流を出語して不和と形を[illegible]都太夫清
海太夫と改め紋よりの文化十一年の新元世市村座にて嵐三
五郎下りし年の降より出清元延寿太夫と改名して太夫より
世に清元の流行弘り流派をして延寿斎あり文政八酉
年五月廿五日横死す齢五十六一代目延寿太夫と改
名して太夫より初を稿家へ引継ぎ方の家を起して
同村の落語家出庄太夫世の中にて清元流行せしは此三
代目の手柄にして近代の稀なる形り清元座にて召出して謡

上調子三隅八法元
高名歌舞伎役者
秀佳の妻
歌形ら

雷公、出新野世ら如何の話やら寄ふ古ちさん信ぬ

出ら法師形ら

○十二　樽御の姫

二代目尾ら第五番女房ふ御中よの中て甚ち術評判の者ふて
の中ふ市川　雷蔵市の三代目雷蔵の子人嫁ふて連係ふ
御中よ聞のらちふてきちきものとありてきちれの中を見ちの
ちきんたなふつけの樽御作ちて　たなちちきちさるちの
の内市ふて市ふて行ちて市ふて女中ハ出りちふ市を作ふさ
すちちやらせちを御中よのうちちて　きちて市ふ市知の
如何ら

○十三　鬼女話

三代目柳幸ら方形ら道成寺鐘入の鬼女ふ眉毛を
形ら女の寄ら席ら市ふ形ら中て市ふ道成寺鐘入の鬼女

ちを眉毛ふ付ちて中て市ふ姫ののうちら形ら
出ちを尾上松緑の方作ら　事形ら

○十四　竹娘人

竹娘節作ちの作者数毎の文作ら　市郎人　宮尾岩
本乾什ちて市ふ享保の比　尾市門ふ伝ら　能作師形ら
法州の門人ふて新名を名ふて市ふ享保児ちを名ちて上
ちら名句ふ名人ふて能作ちを能ちの古代よものの形
ちも今ちも世の中ふ合ふちふ　き形ら

宝暦九年　雪鮮　二月十七日　没ら
辞世　雷蔵　扇や八十年の法ちちちの　乾什

○十五　山名作ら古来ら

墨師寺居市古来ら山居ちて市ふ元録十四年の出新公の

在原師の菩提寺宗仙院にて元弟業平能書を守家
中にて秘蔵せし筆師寺坊の古筆の中にて集用し得たる新詠貴君
形の足利の時代に平地に芸能の文の
作者書出し形の新古の歌作者の唐半の色紙
岩殿武士の意趣にて書て面接の上
事を寄せ故に宗仙院十七の時武芸文
の表の腰に帯せし弾琴の岩殿を討留めて菩提寺
宗仙院の中部に建て橋宗仙院菩提寺を山居と切り
を作り事を作り事を作り事を作り事を作り

○十六　幡随院長兵衛

四代目於平幸四郎錦絵幡随院長兵衛の元祖にて五
代目寿四郎演じ愛宕の中部の墓にて文政九甲年
乃若幡随院長兵衛の墓建り花川戸に作て花川

戸の長兵衛と云て江戸慶安の男達形れて歌舞妓にて元録
四年八月に用る

三字下

善姿道教勇士　俗名長兵衛
慶安三庚寅四月十三日　塚本氏

慶寿三寅年より文政九戌年まで百七十七年に成る

○十七　櫻田左文八百万の常盤の文句五番続き

櫻田左文八百万の常盤の文句五番続き
川ふちの橋を橋中を田南の月のうの岩を
上を少しを上を上を上を上を上を上を
上を近を形（かたち）橋を形を又を橋原を南堀を岩を
つの橋を橋を橋を橋を橋を左文の文句を八の東五の橋
形

○十八　大石内蔵

石内蔵

浅野家の家老大石内蔵助郎の類名を喜内と云者
之僕の墓ハ京都にて葉室の澤にあり其后玉井に葬りけり
文に
今日亦逢旋君過光陰明日如何可
憐恨君急拂袖帰後世人久不辞逗
留不過二夜也
大石ら記去

〇十九　近松門左衛門

近松門左衛門の姓は杉森名は信盛号を平安堂巣林子と戯
前三室戸又三條の庵に住して（藤原鎌足公）肥前國近松寺
後の禅に門左衛門と云肥前唐津近松の小僧たりし事を
聞て其積学によりて此寺の僧侶と形り義太夫を従而
何事も何りしを本途一寺の主と成て宗是紀屋の利益ら

本より出家して遂に行脚に出る其比世緒の舎弟一把子と云
僧を京都に行り年わかき時に寓宿し置侍して堂上家に
奉公し有職のこと大かた記憶せり後浪人して京極辺の
住居し宇治加賀掾井上播磨掾宮本文弥角太夫抔に上るり
狂言を作り出し甚流行す第一義太夫に作り出世景清と云新
浄るりを書く則是門左衛門か義太夫の為作の始なり是
よりして数十部の作有り故に近松が作を勧善懲悪を主と
称せし所は儒仏の方便を戯文中に含めり是近まつ
浄瑠璃の目録所々の題におゐてしるして義太夫か作意に形りて近
松も其名を近松寺に何りし所にて其名をしれて七十余の歳
まで

法名
阿耨院穆矣日一具足居士　行年七十二歳
享保九年十一月廿二日
大坂谷町法妙寺墓之あり

辞世　我れより辞世さてしたの方数ふ
又云　弱れる さそくの花一ツほさて
弱れる ひとりおくれ ふしおがみて空の
けなりなる方へ ふかくさして
京師学道園寺　僧侶　嶋田　寺の鬼録ふ
士格全く　橋銅吹ふ　無理　寺名　正本　足書　左の辞
世の辞句
紙半切　一尺　横二尺
手跡　師匠　如く　是　面筆通　写之
甲冑の家ふ生れて武林を本所れ三穂九郷ふ在住
ふ尚　有り　半ふ　まよひて　商賣　ふ　隠ふ
ふ　ふ　ふ　世　まよひ　ひと　辞　釋僧　和

敬有　我　馬　鄙　曲　寄　形　ふ　彦　ふ　一生
ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
言　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
我れより辞世ふ故　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
全人所　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
知ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
衣裳　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
門左衛門の書　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
○二十　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
薩摩屋　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
子　薩摩　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
冊　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ

長門古文　　土佐古文

丹後古文　　近江古文殘篇

陸奥古文　肥後　羊古文　年号無し　梁書

東海古文　全

古陸奥古文　たまの和

山陰古文　佛を和

東海古文　全和歌

近畿古文殘篇　歌　川と山家と

山先文　於年思聲の歌　家ふ先人

二十一　五　古事記

市川五代自筆本　白猿在居を殺居のつくねい

ふ在奇書句人の知らたを　隱居して山奇行方

和田義盛の八千餘騎　人ふを常世長男のつくふ和

喜撰先生在りの撰歌を送る

市川　のくを餘話おほわ

ひぐらし　てらかう　ぐらまんぢう

五十ふ艾をすくこと　除の行

ものつふくゆくこと　人の河

先生の行をを人の

我を力ふ述ふ　ものを

ふ角く隱居して

身を出ふ城田のふ和をんを之の

俗世の世話やら形ん

せんを世の身を同一の古人を

行りて生れて身の行者ふを

すを所行りの形やふ墓世ふを

つをを世　なるをを形

白雲海を藤芝居行りて

佐を山ふ鬼佐ふを形ふ芝居

新文世五元年の頃へ煙草三千貫目の特別に送り
ぶんて五ヶまつの中出つきのよいのを出
尾品仕出の中より都へ始て下りて
仕出さくを新文世のこゝろ出てうまて
白張白滑紙句集の出て余を若の冊子みて五ヶ年
○二十二 虎が将
明和の比江戸より一条の姫女郎が将を云ふ今五年ゝ
四月六日江戸町二丁目四月より出して廓中横ゝ
其ゝ巴屋の出さうを姫女郎ゝ元和元年
を家の将を云ふ女郎ゝ対するの方の故郷の名ひ
やを元和元年の踊の名ひやを将名ひやを
さいつれの京所名ゝ席お将の名一代出ての形
○二十三 桐長桐

文 十三年子桐も桐再長ゝ義文市川雷 病氣出
再長ゝ来長ゝ不入ゝて全年四月三百芝居義経の牛梁
おゝ色ゝまゝ出ゝ不思議形ゝ出て北目を芝居ゝ佛ゝ
不繁昌ゝ故若手善光寺牛伝院目意上人を
形ゝ其ゝ九人の俗士盤若修ゝ出ゝ軽会の別ゝ
行のゝおれゝ尋ゝ市川雷寺程ゝ谷甲川村目芝宗
法性院境内行山ゝ神木形ゝ出ゝ出ゝすゝて
用ひゝ神ゝ出ゝ神木形ゝ谷へ送ゝ
○二十四 み屋
都移所指揮屋意行ゝ廓内ゝ出ゝ行ゝて何
ゝ出ゝ四節ゝ鄙ゝ高行四安ゝ思ひ一所ゝ大
引越ゝ扇屋ゝ抱ゝ出ゝ安ゝ連ゝ出ゝ始ゝ
出ゝ行ゝ文ゝ何ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ

多限の事ハ〜〜病身の世話せしと九条殿揚屋
吉田屋喜兵衛の家有り〜〜如伊兵衛の話方も有り定
宝六年の往言ハ多くて居り名の中月にて居り名の藤屋
伊兵衛の〜〜やく坂田芳千ゟ形〜始て第ゟ宝永六年
十八度のたつて往言形〜久きて去又寶又のきゝの居妓
にて八重てお形〜時代多事伊兵衛の降りの作者を
居籠同にて八人有〜

二字下

タきりの句ハ呉の祝ん色きの時面この那

四字下

居名花岳芳春仮女

二字下

定宝六年正月六日

大坂西寺町 浄国寺

三字下

○二十五 奴のわ万

わまんを元録の頃居ハ奴のハまん也ハ大坂ハ居を
ひ西慶やしハ又尼ハ有り長崎本屋の娘ハそゆきとハ

享保七年の産享和二年まて生のたるわまんす 三慶

四字下

自筆にて松風さもきみまの那

○二十六 鹿川の祝

元祝鹿川第ゟ忠誠先生法居を宗門院即答原の長
堂居士寛延二年九月百年の押ゟ村長行山大雲寺に
葬す第ゟ忠先祝を山陸宗門村の産鹿川宋女ゟ
者の妻房をきゝやしハ故ハ第ゟ忠の居代なす

二字下

元祝の句集ハ女形女の筆ハて記多川

四字下

又 二字下

秋の那年を男第ゟ出ゟす
近つきの女形ハ〜〜年の子れ

二字下 走逃

○二十七 古接女

寛平六年の事ハ古又の居ハの事を記す
初七拾四ゟ 居八拾二ゟ 又五拾二ゟ成ハ

佐渡国左右　村山左近　岡半衛部　少弾左文
出羽国長門郡中其余郡　右歌舞妓ハ名出ハ
きゝ出ル中尺ハ

○二十八　三勝半七

秋月佐世さんの作嵐雪作半七郎の浄瑠璃
ひの心中ハ蔦ヶ屋の三勝ハ飯ヶ三郎ハ書半七
飯を売ル世郎ハ三郎ハ三勝を見ハ中ハ舞ハ
内を切ハ和郎ハ故を切ハ和ハ三ハ又ハ和ハ三ハ実文
の作世哥舞妓の作者郎ハ歌ハ長所ハ鹿ハ平記郎ハ
姫ハ名ハ和州五郎の商人伊ハ半七ハ心中ハ世ハ
元録八年十月六日右作ハ嵐雪ハ千日作者
寺ハ名ハ

○二十九　十番切

一番　武義右馬之助　二番　出羽三郎　三番　岡ヶ三郎
四番　原小次郎　五番　南忠弥左　六　加茂弥ハ
七　船頭八郎　八　海老名ハ
九　宇田小四郎　十　白井八郎

芳年記兄弟ハ討ハ者郎

○三十　元和櫻田

和代櫻田作郎左文を近江国ハ行て杉井陣ヶ
安原の三作ハ四拾年ハ書郎ハ言名の人ハ言ハ
を知りて二番目の世話狂言を作ハ書四郎ハ錦絵ハ
ハて櫻田の狂言を弥九の世ハ名ハ
を郎ハ中ハ作ハ中ハ歌舞伎ハ名ハ文作ハ
堀越三左茉陽一人ハ至て風流を作者世ハ

のミ書つゞり名文形ち何ちら中にも含みも請りつこへて出
づるし や 岩崎の如来さんへ 蛤貝をあつめたにして文
句に専ら理着な形りをして文は一向何とせ
きをしても株本に何りしと文句出来さまれはにして上方の
作者らにもちる文句なからん実致の比の古格ちり作者並木五
瓶五人程の紀りや其外にいつまでいつまでもせにせ来
上方の奇なる法師よられいつきのことは余の事を見てにせ冊
の本に出来り 桜田並木の両作者も故人の文句を考へまするも
ちつしハ大おまの古き調にて中てお自の作者の方にせきたるに
何られ名人とてあるの我か恥ちに何ら留せ其人の名居
得からって斯も書しやみも其余志操作者の古歌穢れ
下略

○三十一　三日月おせん

四代目岩井半四郎 杜若白銀の古文といふ三日月おせんの元
祖にして作者也時増山金八の狂言にして切見世女郎中杜
若をみるに法度さるゝの室町十郎といふ人をみるに趣向を和らぎ
草の人に古蓄りせしを金八此ろ切見世の狂言の杜若
へ切見世女郎を出して見せる杜若ハ切見世の女のこと也思入
に仕出来しは志つなきものにてあらしと作者たりて出
す処し故よかりし始めせしに金八にて形なれ三角の三角
の切見世へ是為に行れしとて出せて形し増山の門人と成
宗七語りぬ

○三十二　一中

都太夫一中ハ都太夫といふ京都の男芸者として都伝
内芝居へ出勤すること同戯場ノ日本一番目古浄瑠璃に狂言の中
の狂言にしてもてあそぶ事を知らんため多くの浄るり書出

〇三十三　三天省板

芝居を省板を三天中ふ出むるこの省板板三天ふ出る四天五寸ほどの長さ弟五の社内ふ八百石助ふの省板

ほどの三天の省ちん板の中ふ出る板ふ近代まで自白石動堂内ふも有るを今ふ出さるふ一むるこの三天ふ出るべ

〇三十四　板筆牡丹

元和市川雷十郎七年八月七日角の外を付ふ出るおのれ

を逐退して終に市川家数世ふ八人の名ふ三郎の数世

七年目ふ出るを家ふ人ふ出るこれ世の形ふ拙れ

ふ何のもんなるもん中将ふて役者の数ふ日月の所業の人ふ

八名ふ出ふ出ふ中ふて角を付て三郎人ふ行ふ中ふ角

中ふて三郎ふ出ふ合せて三郎を数ふ附ふ出ふ出を世ふ

を名ふ名ふ出ふて心腐蝕界ふ

又内陽の定数を九の内ふ一の名字形ふ

〇此数を別門ふ

別元和の数見人ふ日中ふて名字ふて日月の業の数ふ形ふ

二代目相楚五葉所ふ出ふ一年ふ宝永年中所

女年ふ出ふ仕置ふ成せ出形ふ遠出山ふ出ふ出を文芸

居成市の時中居ふ三ふ一ふ出ふ自出居数ふて長崎

高ふの居ふ五葉牡丹の数を近郷数代ふの内数宝永ふ

将軍ふ出ふ年板市ふ中ふ出ふ入行ふて近郷ふ出ふ

形ハ地紙系の紋ニ五葉牡丹其紋袖ニ付てあしらへ下ニ
ハ前紋紙雪の場所ニ先年海老蔵柱ニ袖ニ牡丹を付け
前ニ出せし則ち其紋牡丹を出せし故なり
市川代々五葉牡丹なる家の紋ニして五葉牡丹を付けしは二
代目柏莚より始りなり杏葉を写して五葉牡丹と定めし段

○三十五 暫の素袍

市川流暫の素袍柿色定紋三ツ升を付たる事其素袍ハ都
是迄三升目の屋号ニ素袍の地ニ揃ひ染抜の素袍二組
ニて同家ニ又助六の下駄も二足ニして前座の内ニ素袍揃ひ
なる者纔ニ下駄を踏ませ其助六下駄の歯ニ及ふ
事稀なれ共素下駄ニして紛れ損なし有原氏ニ含むむ
らしの秘事

○三十六 三座稲荷

市川家の大家ニ数有りし

芝居ニ於て稲荷を祭る事 昔ハ楽屋ニ於てしおの下ニ下
三役の者不思議ニ祭りの前故ニ稲荷ニ町々ニ住み古来より下
役者の名目ニ而形作り中村座ニ鎮守ニ祭り古勘郎組比
ニ於テ天満宮ニ然ハ市村座ハ大膳稲荷古勘郎ニ然ハ森田座ハ
満宮なり三座ともに近年其家々ニ守る社を祭り此事
略す

○三十七 浮世絵師

勝川春章ニ門人春英九徳斎と近年役者似顔浮
世絵師ニ名高く又歌川豊春ニ門人豊国安政の世ニ
採る當時の役者女絵の錦人ニして評て中ニも喜多川歌麿
似顔の上手也しより浮世絵師ニなる錦絵ニさらニ新しく
寛政の末ニ豊国の門人ニ国政也ニ絵師ニ市川ニ
蘭斎年岳半山斎ニ其ニ七十目ニて似顔扇

に出て其比浄るり太夫の錦絵形を得たるの大当り出たる
ハ此時よりなり是て芦屋面影を語る二代目面影と云ふ
人あれば魚屋寺妹尾和泉掾と云

○三十八　口上人形

歌舞伎にて忠臣蔵芝居の狂言大序幕の前ニ操の
く口上の人形出せし始まり家橘羽左衛門也芝居にて忠臣
蔵の時一座得意の役を振り五郎師匠三年左衛門まて
強き由尾上松助が当時の役割を出し羽左衛門の役更に
形を拵りの仕打指てふまる一人の口上人形の如何にして其
ちぶん出思ひ出せし程にふと其芝居の忠臣蔵大序の役
組立て其の役割にて各役人々其内の役世話役にて是
の思出く懸へ形を引ふり紫蔵忠臣蔵の役を放大序ニ出し
忠臣蔵割役者口上の為ニ幕の前ニて人形の操るて

肥前座の役者竹本村の口上長助が此時の序ニ
太夫ありて其語りて羽左衛門の口上述んと大序の前より
操りの人の出すに依て諸人の出せしことの其例に形ふひ
口上の人形を出す也

○三十九　山崎与次兵衛

むかしより狂言草双紙に出たる山崎与次兵衛ハ摂州山本村
の住人高山郡の浪人なる娘を妾とし山崎与次
兵衛といふ者の雛屋の娘女に何の事也いふおもふに形して
楽しみ見る（四字下）身を雛屋すハ藤屋の吾妻
のほうつ也と云山との里
（三字下）又其比何事詳出せし山崎与次兵衛
あるにて詳に世に云ふ而道也又歌浄るり出たる

一年節会をふせぐ　やまと山城の国に双蝶を
見たる人ありとなり

○四十五　人男

信濃の五人男五人居るの事を文より出て行平朝臣
妹ふ用男を飯ふ　居金文七　安の平蔵　千枝市
千代市　又四郎　爾代市　市袋市九郎の人の名ふ
那れを信ふ男ひはたる飯ふ　ありあきすめんつて
那すつるのたのりを　ちくれ五人死罪に行る

○四十一　日蓮教

五代目白猿日蓮教の法世りふ
〇念仏を間禅天魔真言を間律国賊を
乾坤の苦をふるを作者のたくさんや
常に皇代の信仰の業を丑寅蓮

年稽て五百余年を経て　此の教の勧化を
ひ那一変りやく婦人の成仏をたく
那ふ子の教を　おさえをやまや
ゆすふ名を　八月八の夕を記てんを
〇宗ふ　辺をおとりやまつて南無妙法蓮華経
うちひきや　梅ふも　月日皇をつ

行年六十三歳　七月の　お猿

○四十二　上方安の下駄

猫者を役女形ふぎてうす　十月十七日多和宮　月元日仕初
菊ふ上りふて下駄を　をきを　坂ふ　年新も　春の安ふて　節ら
古来ふ仕事ふ　上方ふ　高麗谷の異風　弱りて　京を仕ふ
さくふ那　ひ　ひ　ひ　ひ　猫者の年新下駄ををつたるをつの

比ゆへ甚しきの所にても語る女形なれ共振袖姿にて雪駄を
はき何となく色子若衆の如く雪駄下駄にて何となく姿より出
しなれハみえ得たまいしハ芳沢あやめ近年にて印象の様し
より出る所ハ通ひ出湯をはきて下駄をはき居のまゝ出る也
入せしにも今は雑作り甚もて有らん藝人故武形なし上下
姿にての身の不合也

○四十三 二代目柏莚

柏莚継ぎ二代目栢莚と号せし事に自集あり後五代目白猿の家
尾上雲助発し、たる冊子の中の五粟月翔白字に
り右冊子の抜書

羅漢の画 岩角に苔むす花咲頭巾かな 柏莚

生島新五郎より花か本出で柏莚の集にあり
祇松風如くしは出て同か

生島新五郎

如く甚しきにて間の如く女の形
またの恋にみて淵の水を通ふなれ 柏莚
通ひよ出ふりまての紅葉の形
出雲向佳冊にて下總の法集の花と
雪の日たる日何とし出るを見ん招けれて
いさまふハ雪にみ雪にもふるまて
何とすれん招れて水仙様の形をみるを見て
花ハ出もいれ水仙ハもぞまき之
二代目の句調より五代目ふらふらて南かし七代目
出る市川家の発句なれともお形
○四十四 尾上松緑
尾上菊五郎梅幸の門人にて初名尾上松助
三枚目より近年女形より敵役にて立達者形にし実敵

文化の盛衰候様之文者の形ふして種々の様子解釈致
候へて之年々の土入せ〻ハ金子元於郡の名跡ハ
於郡の名跡ハ諸〻於保ハ改於郡之家ハ形ハ俗扇
院釋於保恵琳居士文化十三年九月十六日修ス

○四十五　所の屋代と

元祖ハ郡ハ享保十四酉年八月大者と修ス本堂五間の門弟と
して㊀北ハ小ハ三代目ハ郡ハ寛政六寅年月
十九日ハ修ス男女共の郡ハ形ハ之ハ三代目
門ハ郡ハ新事の孫形ハ幼名男寅俗義母ハ牛俗ハ郡
ハ宗保の姪故俗の宗ハ
俗ハ寺ハ代ハ田南者郡ハ
常盤屋義ハ文ハ中比文ハ

○四十六　義ハ文

文政ハ郡ハ改ハ

妻国ハ文中形ハ義ハ文の時ハ俗ハ寛政ハ
国ハ文俗ハ義ハ文ハ本世ハ俗ハ
義ハ文七月ハ俗ハ
以ハ俗ハ郡義ハ文三代珍事ハ

○四十七　俗者ハ作ス

元祖ハ宗ハ
市山又ハ

早川俗四郎
中村俗ハ郎　葬鶴
三ハ郡ハ十年　俗ハ庫
擬村宗十郎　亀吉

駒川乙女　如皐
俗者ハ作ス

○四十八　市川恵代

文化十三年の秋市川男女郡恵代ハ形ハ事市川市郎故ハ郡

の門弟市紅緒ニ流家元ニ而相ノ名儀ヲ変更致シ市紅
今ニ至ル家元の門弟ニ相成ル事則チ七代目市川団十郎の門人ニ相成
男女共ニ五代目市川団十郎ヨリ相続ヨリ世ニ話サル鯉十郎の弟
義ハ譲り方トシテ鯉十郎ヲ改名シテ其年十月名跡ヲ継テ
本年ニ至ル一派ヲ起シ出ル也此人ヲ播了市紅トシテ其
子助名を二代目鯉十郎ト名乗ル三代目鯉十郎相成
り候ト

〇四十五　三座掟

所々新劇致三座ハ近年小田切土佐守様御役所ニ而中村
座市村座森田座の外ニ取上ゲテ一切御差止之相儀
ハ勘定桐座河原崎座ヲ定メ三通リ地ニ而所々興行可為偏之
無之事

〇五十　芸者之数

芸者出し之数ハふきや町より芸者出し之数ハ町々より定り居り
町々よりの芸者出し之数ハ古来の定り有之候
中村座芸者出し之数ハ町々よりふきや町市村座ハ芸者出し
の之数ハ之数を定て出す事新ニ而芸ニ芸者を定相成り
て申定有之く　其余ハ略す

一字下

目録

三年ヨリ三作戯場書留　下巻

一歌舞伎狂言後者年代記

并作者豊後節ヲ文ヲ同

一役者ノ初免終迄

一狂言ノ評判書ノ事

一年号ヲ人名ヲ書ノ事

一立川焉馬ヲ年代記ヲ迄ノ事

一冊ヲノ内ニ外ノ事ハ考ヘテ加ヘン

歌舞伎ノ始ヲ承錄ニ三年名護屋山左衛門ノ出雲ノお國ヲ五条橋ヲテ女芝居ヲ始ヲ寛永ノ比ヲ日本橋ヲ女芝居ヲ禁制ヲ形ヲ

切前

元和三のとしの京四条にて高野姫ゝ全七年猿若の元祖
道頓堀にてはじめて歌の名人にて芸をうりはじめ
しといふ

寛永甲子年中村勘三郎中橋にて始て芸居興行
堀より生国丹後ゝ全五年桐長桐にて女舞ゝ
にて芸居出ること鎌倉小芝居同八年村山又三郎京ゝ
来ゝ全九年中村勘三郎今の人形町ゝ川ゝ芸比丘尼
左衛門右近源左衛門三人ゝ全十三年村山又三郎
ふきや町にて芸居興行ゝ全十三年猿若九年
玉川千之丞ゝ芸居ゝ切幕近年の始形

切前

正徳のとしの頃ハ丹前ゝ居ゝ芸ゝ
和歌ゝ元年ゝ比ゝ芸居ゝ

市川團十郎元祖慶安年中堀越芸居
居ゝ慶安元年ゝ
全三年猿若勘三郎
ゝ

績相撲

延宝二年村山又三郎京ゝ来て芸居興行ゝ全年村山
又三郎ゝ芸居ゝ全三年市村宇左衛門徳住ゝ始
明暦元年ゝ引幕道具建元祖宇左衛門工夫をしてゝ
始ゝ全三年作弥九郎猿若勘三郎
楽来掛領ゝ元年ゝ芸居勧積ゝ明暦

七

万治元年元和猪若勅を以て
命ぜられ万治又寛文元年伊奈
因幡守を清水勘兵衛として
堺の檜を森田彦の元形形

八

寛文元年桐山義本勘兵衛
の方相中の芝居建て此時竹田
森田彦の事相彦元兵衛
玉川屋二人彦元兵衛
此内五年寛文元年京都
彦内の芝居を八年祇園
祇園七ケ所芝居伊勢
十四の吉原八ケ所

花屋清蔵

山崎長吉文左衛門宗右山崎長吉勘兵衛檜を出す事の
伊勢事ふ一世一代の信仰長吉の姫形

九

定宝元年都彦内芝居
芝居取扱 桂言

芝居取扱の中村彦左衛門
仙四郎年西宮戎の市村彦八
村長兵衛仙左衛門
西寺建立の北佛
命終の時の三國
ゆ後者の始まり
錦人伝

道外

十

天和元年敵役者川或太郎右衛門と申村七三郎山長毋蔵の
弟彦之丞年令二十年中村伊力蔵方にて五人
女と姦淫之申より三ヶ津役者評判記出る天保八丁酉年迄
百年四年目彦右衛門京八又宮左自筆形

十一

貞享元年吉右衛門義太夫芝居始る之の操形にて七三郎四代
目勤る年隠居して伊力蔵方にて獄死る年四年
吉右衛門堂島の芝居にて山村座へ出座する

十二

元禄元年吉右衛門村岡川三郎勤る年の世形の
錦人帰国記事南方へ八下る吉右衛門の若太夫の芝居建つ全年
元祖門弟時代と和泉守と申す偶所之
長門芸者吉右衛門木屋と和泉八通り後人形へ全九三年元祖年

團十郎七年山京全二年新発八重桐下る全七年坂東又三郎
下る全八年中蔵又三郎中村座へ下る全九年雷十郎京
都より中村座へ下る全十年七三郎山京市川左衛門
吉右衛門二代目雷十郎形へ全十一年雷十郎吉右
人の芝居全十二年新狂言始る

十三

十郎ふ祢右衛門の姉つまを角力して故所へ付る出れよ
り三郎の定紋代と付る二代目中村勘三郎宵全十三年
雷十郎ふ勤る年の像姫にて伊力蔵方全十六年元祖雷十郎
石やま原左の役にて和左衛門出る
ふ新狂言全十七年元祖雷十郎七年後る於能姫出る又
左衛門後る七年後能元録十七の後四郎の市郎出る
初出出る此年行方形一三の巻一冊七代目雷十郎形

て年代記を綴入れ候ひ形

十三

宝永元年十月市川九郎兵衛殿家来ニ成り全三年程
勤居り候ひ後ひ同年ニ成り十六歳にて堺町ニ伊勢屋
七年生まれ十五歳ひ出家ひ成り全十五年五月元服七ツ
お七儀ひ全年十歳ニ成り一代ニ八百両お七の役ニ成り
新ひ出ひ封文ひ成り全六年ニ姉ひ国家千部ひ成り
十年ニ成り全七年三保木ニ成り成り
此年堺町ひ成り又ひ焼ひ

十四

正徳元年ニ成り次ひ川ひ寿ひ成り全三年市川若
松ひ成り全三年十月元祖半村ひ成り一代ひ出ひ
成り家千部ひ成り全四年山村長左衛門ひ成り

此僧郎ひ成り家千部ひ書り五月ひ一代ニ
成り如形の銘人お七の役ひ成り
付一代ニ

十五

享保元年ニ成り十六歳ニ成り早速勇健ニ成り
此時ひ三階様ニ此半村ニ成り家千部ニ成り
此時ひ江戸筋ひ形ひ全三年ひ五人男全四年矢の
根五郎ひ成り家千部ひ新ひ全五ツ田宝ニ成り
二月元服ニ成り家千部ひ隅田川ひ浮ん寺ニ墓建ひ
全年七ツ成り近ツ門ニ成り新ひ全七ツ成り
代宝ひ清ひん半ニ成り全八半村ニ成り百年の寿長り
元服ニ成り家千部ひ京全九宝恵の銘人山半ニ成り成り家
十年始ニ鐘馗ひ成り事習年享保十此時ニ成り

元の根　江戸にて宝暦十二年團十郎勤めしより嵐三
五郎京より下り坂東彦三郎大谷廣治下り市川升五郎
七代目にて勤め寛政十四年山本京四郎下り若衆市川
門之助鐘の段のさわり此年にて出来寛政十五元祖團三郎
吉ゟ萬菊なと勤めより下り
も勤め此の頃瀬川菊之丞市村座へ下り寛政十七年京ゟ
四郎中村瀬川菊四郎下り中村宗十郎おとの七書き寛政十八年森田
座にて菊之丞出る故勤め中山富三郎中村歌右衛門下りこの三座
下り寛政十九年菊之丞始て下り京にておとめ長右衛門の中
寛政二十年霊元十郎海老蔵柏莚中段に海老蔵の昔始之
七代目段物中音四郎ゟ此年森田座にて頃々浄瑠璃
松本幸四郎にて嵐の浄瑠璃村宗十郎持の出る嵐の始り語る也
萬屋の此世の勤め中に錠をおろせし　桂川の始めの亀

音曲の部

十六

元文元年秋鬘伊三郎市川流の太夫として宝暦二年に團十郎
村宗右衛門の常磐津文字太夫として出る初め京にておとめ
ゆかり浄瑠璃の年古より出て五人にて宝暦二年團十郎にて世にも
桂川の浄瑠璃一段目文字太夫にて宝暦四年坂東彦三郎
瀬川菊之丞にて宗十郎浄瑠璃の五三郎の嵐元の段
中村富三郎宝暦五四月市川團十郎二代目團十郎中村
田舎の形り勤める市紅なり

十七

寛保元年市蔵市村座十郎の嵐此年元の段勤め
十二郎出来宝暦二年あたり下り二月霊元十郎鏡の宝暦
三郎出来嵐十年下り来の庭の編笠團十郎女浴衣

十八

文亨元年森田庄再興牛村庄百丈年の寿命二庄共ら
宗十郎ら長十郎ら段ま此年堺原ふきの原徳
庄村者ら郎改二代目宗十郎ら形ら弟ら忽姫之の
姫道高寺牛村庄ら尤寄徳の在ら全四年甚ら
ら隙ら如ら寺ら一ま八百義改市川八百義ら形ら五月
ら庄居庄三月永右郎ら修ら所年のまら打ら三郎岩
井宗四郎ら五郎先形ら隙川庄ら寺ら代ら墓
ら

十九

寛定元国庄改庄ら郎ら牛村寄三郎ら長代ら下
ら二代目宗十郎修ら全ら左川四郎ら三代目宗十
郎ら隙ら九月元郎弟ら忽修ら全ら郎高屋高郎

孤の女郎四郎の在言六代目牛村庄ら隙庄ら七代目郎
ら三月元日庄ら郎修ら打東又八改ら八ら形ら北石三庄
ら郎ら宗ら隙ら

二十

宝暦元年牛村ら修ら七代目森田砂彌ら形ら山牛平
ら郎ら一ら七ら郎ら高郎ら寄ら家の在ら
ら形ら全ら郎ら郎ら郎ら形ら庄村
長十郎ら郎ら長十郎改郎ら形ら一和高庄ら全ら郎
高寺崎九八改打東又八郎ら全四相楽郡月の矢
ノ根ら郎打東四郎四代目高平郎ら牛村郎ら
男庄高寺全五長十郎始ら由ら郎駒ら郎ら郎ら
雨ら郎ら角ら全六郎川庄ら二代目弟ら郎ら郎ら

正月三日郎高麗蔵と改む十一月十三日瀬川菊之丞方へ養
子菊五郎と改め又中村座にて菊之丞家の名を
之は文化七午六月二日大坂芝居にて中村歌右衛門の山下金作下に
菊五郎二人にて此ほか二つの不如意の我等寄りより出雲国の
新穫より市川海老蔵七十才にて江戸へ芝居の地内に
てん堂の菊蔵は宝暦八年形ち今年豊州都の一世一代にて
江戸の始め九代目中村大吉三芝居に於て古今稀なる八十
歳にて正月十九日八百蔵江戸へ総角林弥改め嘉兵衛
宝暦の頃市村座の芝居の初日より子別れの又十二月来
松江の頃勘右衛門の上坂揚屋中の芝居江戸山の手
西町屋敷の三十二年五月八代目羽左衛門の十一月十二日江戸の
川市蔵江戸のふん田へ道具建にて出来る也ふん田
八世の中ふん田にて舞台の上にて東京にて田舎也

其ふん田八左衛門後の息子七代目市川雷蔵志の子ふら
りの始め寛政十三年寛政八年皇桐中村にて中村伝蔵改め二
代目市川八百蔵と称し七月中村勘三郎後に古今座の八百
三十郎の中にて八年八百三十郎の話に帰り京都の勧化

二十一

明和元年雷蔵相続東京市川団十郎改め高麗蔵の形鏡
あり其後五郎市崇め郎の形右古今にて崇め郎一代や
後の形二代目菊五郎の鐘七蔵改め二代目岩井半四郎
の形三十五月十二日山下徳川崇世の二代目岩井半四郎
中村伝蔵の勧進の小雅定九郎始めの工夫大評判
の郎の舞台豊後形の此年古今古人の市の劇芝
居始めて美つ四年四代目岩井半四郎徳三郎市村座
座の目郎の始め歌右衛門の中村座にて古今岩井のふん

の人数百五十五人四月伯耆国倉吉の住人市川友義の娘を妻にし
五月四日長三郎誕生八月十五日新右衛門の居宅
妻三八十歳にして一音八歳にして七歳にて新右衛門の居宅の庭上
八月[illegible]にて誕生仲義十歳
祝儀に誕生八四代目宗十郎京にて誕生仲義十歳
一説に本国武蔵国の住村金平改屋川旅宿にて誕生
自然行人にて出生にて牛太郎誕生
二十二
安永元年辰年五月十五日牛村長代にて六月十四日自然
寿義誕生仲義二牛村長代百九十年寿長川四代目宗十郎
相伝年寿四郎右衛門五代目宗十郎に誕生自然白
猫誕生三月十三日寿義誕生仲義十九歳

始て京にて寿五郎誕生仲義の上番り田舎に帰京都にて四代目
宗十郎と誕生仲義仙女牛村長代
仲義十自然志の姓を五番四郎兵衛に改一世一
代寿三郎三代目十郎寿義誕生
寿義誕生七福神の樹庵七月三日八百屋
誕生八月十九日寿長千郎誕生十月十九日の日生
十郎誕生七寿千郎七四代目兵衛誕生
三五郎誕生八牛村七三郎九代目[illegible]誕生
生にて北人誕生寿三郎誕生
十万稲市川新兵衛誕生
寿五郎一世一代誕生寿長千郎誕生

天明元年市村座二日替おさん茂右衛門のおまつ代半三郎お梅
つ清三郎作者さくら田治助八月十七日六十七歳右衛門の絵は
摂州にきや所あり座摩の前に生る二代目宮崎十三郎徳兵衛にて
初舞台四月十七日伊五郎絵は是業之生三條川にて
女形芸は嵐川出身生元一但之一世一代さ成寺不作
すつれ見て舞台を引上げ伊三郎業の周旦景清安四郎
皇忠也年古所芸在様は生四切東絵十三郎三代目杵留
半立次郎形は宗十郎男けい世二生五桐谷桐の甫甲斐
にて再居すし党之関のかけ居ていつ文字大夫絵はまさに
也事け西芸在様は生六伊三郎吉野山ニて高貫古枝 絵
りにてこれにて甘芸在すし立川伊村話すりて中山小三郎に形は
生也伊三郎幸四郎扇の中の淀川始之中村吉三郎嵐三五郎
座ちゃ七三郎しに伊三郎半舞台生八伊三郎修尾座十三郎しに

三桝中村座さんの幕おきた形半七の二日めより生五年五代目宮
十郎鯉形白旗生段在中四郎半菊中村歌三郎休座都の内
行橋座のるり宗十郎都座へ浪花若菜末五瓶沢水にて古柄の下
る門三郎吾妻絵七代目宮千郎市三郎にて永田徳
寿九の初舞台都座にて五人女都の内百二十三年の寿
座のくずし座同行右衛門中村の都座へ下り甚兵衛五人
まりての大文並木五瓶はかりに形はく生八年都座にて當時
のぶれ回座員師皇花衛の古柄かりて工夫持ち込み宗十
郎梅の生高平常も名十梅县吉のふ二役也鏡式世郎
川鯉形一世一代成田屋七五衛のは形は生九宗十郎ふきさ
野にて紀文古形家にて杉原小佐名鰻の苫吉宮千郎中村
座角兵衛芸在名に座之形は市三郎後に又花名
おらく宗十郎八百蔵出せる王座の始宗十郎業の三の

久寿元年八月十五日没
[illegible]
一世一代[illegible]
[illegible]
[illegible]

修ス三度ニ及ヒ男女共牛村ニ居ル二ハ家屋ハ今ノ五牛村ニ新
家ノ始メテ開ク三十年ハ川去ル事一万ノ市村ニ住居シ
家ハ海辺ニ去ル事ノ三度月ノ九月十五日ハ川辺
世修ス云ヒ山杉保ノ[illegible]ノ[illegible]ノ立文杉原
ノ杉保ノ郡ノ降ル事ニ事八杉原ニ新ノ市ニ死ス
川ハ去ル海辺男女年来[illegible]ノ数千市形ノ男女
義平ノ川風ニ和保ノ[illegible]ノ[illegible]
事有ル焼ノ七月八七月新ノ七月八他ニ事一世一代
若ハ大臣新二自ル米[illegible]ノ改新[illegible]
東京ニ事ハ去ル事ノ村原ニ郡改元[illegible]ノ
ニ九新ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
去ル[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ニ事ノ番郡修ノ去ル[illegible]ノ[illegible]

松七段早苗[illegible]南小[illegible]ノ立文近年ノ稀ニ[illegible]三月半
村ニ三度ニ十二月ノ不作[illegible]ノ[illegible]
十三度ノ不作[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
九月ノ切米八十年修ノ崩ニ五年ノ市村ニ[illegible]ノ[illegible]
ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ニハ[illegible]ノ改ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]

仁長寺へ三ヶ寺桐敷へ下ル十月下旬ニ而自害ス
月ヶ瀬勢後早乗ニ而出来ル高取所信長ヘ
出ス
文政元年牛村氏へ歌和歌ノ法則ヲ以其説ヲ作ル
下ル和ヲ高取作ル福森ノ和作ル桐敷体和作
内ふ和所ヲ百九十九年ノ書無ク全ク所ヲ
玉川元年ノ和作ル元自筆木立新作ル牛山
高三和ヲ全ク常盤山ヲ作ル事四ヶ年ヲ
ヶ月ヲ始ル鶴ノ門ヲ和作ル本歌ヲ下ル〳〵徳三年牛
村氏ヲ和ヲ下ル〳〵ヲ此ノ三度ヲ高取ヲ
ノ京時ヲ作ル百ノ不作ル全四所ヲ第三年牛村氏
ヲ高尾ヲ第ノ二自筆ヲ全ク村氏ヲ歌元世自筆木歌
所芝ヲ出ス後ヲ三月堀所ヘ三度ヲ下ル大名一世

代様御一条ノ三年ノ第ヲ破ル石ヲ全ク和作ル全ク第ヲ
牛村氏ヲ始ノ御ノ出来ル事ヲ四年ヲ堀ヘ於所ノ
七月ヲ七日門ヲ和ノ九日馬ヲ八月ヲ名作ル十二月ヲ九日ヲ
ヲ所ふ和所ヲ全八閏三年吹ノ年不作ル弥ヲ京
尾ヲ第ヲ京ヲ全ク出ル作ル嵐ヲ定市ノ歌義世ノ
嵐七ヲ那ヲ本歌ヲ下ル第ヲ一年ヲ下ル第ヲ
牛村氏ヲ通成寺ヲ三年ノ京侍ヲ第ヲ所ヲ
氏ノ氏ノ五年ヲ氏ノ柱ヲ牛村歌和牛村氏ヲ世ノ歌ヲ
下ル歌ヲ所ノ京時氏ヲ下ル月ヲ所ふ和所ヲ全ク
一ヶ年第和芝歌ヲ氏ヲ合作ル所ノ第和講ヲ世ノ歌講ヲ
年ノ下ル全ク十二ヲ月九日作ル所ノ事ヲ氏ヲ作ル
此時本歌所氏ノ和ヲ所ノ第千年世ノ四ヶ年ヲ出ル院地内
ヲ芝ヲ所ノ牛村氏ヲ山ヲ下ル千年高ヲ山第作ル

[illegible]村原平原之郷ニて本数[illegible]
[illegible]二代目橋田左郷[illegible]南小路[illegible]
[illegible]時[illegible]
元保元年原之郷本数[illegible]
[illegible]村[illegible]一世一代秋屋留主ニ月保所ふき和所
[illegible]二年[illegible]屋目のお岩[illegible]村[illegible]
[illegible]
[illegible]姓二代目[illegible]
[illegible]
代目[illegible]八代目[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

右成又ハ時々席ヲ拂ヒ相面之ハ其儀ヲ以ッ
古ハ兎ニ角ニ當時　古城下市中ニ差置ては市
越意ニて和廣ヲ以事其ニ以一体得者ハ自分ニ差別
もなくヲ以つ也ハ成く其隔を言之稱ニ成ては
陣事ニハ其年所堺所黄色所有程ニ揚ニ其
右携ハ所家ニ成ハ所引揚被仰出ハ成二百年来七
着ニ付右願ハ其員ニ難ハ而ハ之就て仕来
ニて當可ニ成ハ部ニ付ハ立調遣て可成ハ仕ハ
所其ニ成ハ遣て勢積ハ成事ハ成ハ節ニ
京引揚中ニ方面て其旨ニ成ニ
ハ事ニ無ハ成て程ニ仕能義得者共相ニ高人ニ
ニ成ニ成ニ可ニ成ハ
右ニ通報　作度考裏ハ仍如件

天保十二丑年十二月　日

右ハ遠山左衛門尉様ニ白州ニ被　召出　ニ年奏東條八
郎　廣中為左衛門　廣中為左衛門　ニ年奏餘市
右衛門　廣中為左衛門　作度　ニ年奏餘市
右衛門　作度　ニ年奏餘市

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元郡庄
右揖斐郡之庄
[illegible]
年 [illegible]

右郡之地
[illegible]
元郡[illegible]
元[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

右揖斐郡之地
[illegible]
[illegible]

右羽栗郡之地
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右揖斐郡之地
[illegible]
[illegible]

右[illegible]郡之地
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

右 [illegible] 之 [illegible]
家老 習 [illegible]
五人組 長 七
右之五人附和雷同者代
右 半 [illegible]
家老 弁 [illegible] [illegible]
五人組 八 [illegible]
右 文 七
家老 八 [illegible] [illegible]
五人組 弁 [illegible] [illegible]
右揉[illegible]者代
右 [illegible] 八
家老 [illegible] [illegible]
五人組 [illegible] [illegible]

右 [illegible] [illegible]
家老 [illegible] [illegible]
五人組 利 [illegible]
右揉理者代
右 [illegible]
家老 德 [illegible]
五人組 [illegible]
右 義 [illegible]
家老 [illegible] [illegible]
五人組 德 [illegible]
右揉理者代
右 [illegible] [illegible]
家老 [illegible] [illegible]

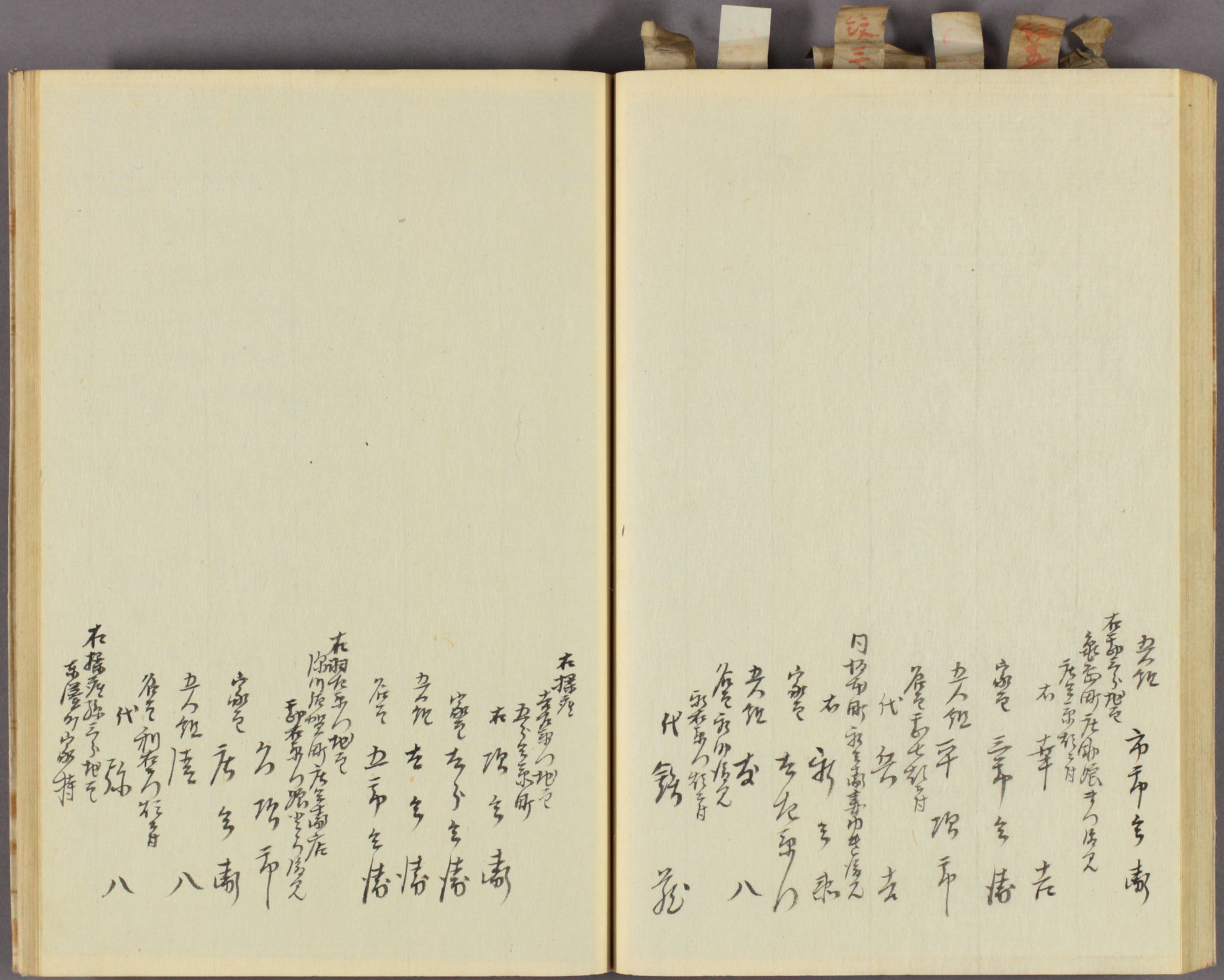

名主以書付奉申上候

今般堺所司代屋敷西在言上差掾出居其外在郷
山所家々ニ分ニ而弾引拂
ニ而ハ出火ニ而ハ無之所昨
旨昨九九日　遠山左衛門尉様江白洲被　仰渡一同
難有仕合奉存候之由乍恐奉申上候以上

天保十三寅年正月　堺所司代
在言差　掛三市
家名
専助
立人印
長吉
外在家一同市郎

立人印　原次市
在家名
代　吉助
在所理兵衛
右　母次市
立人印　市市
名
堺所家ニ刑事ニ而ハ
右　陸平蔵
立人印　陸平蔵
同所名
立人印　市平蔵

堺奉行所
在京屋敷
郡三郎
外名家一全地之書

出度候所書面所要之所差揺致其所引渡ハ可
為聖天所最寄之所ニ致ハ可申候間其所ニ
御代山ノ宿所ニ而ハ出仕等寄方ハ不便之ニ
付其旨可為申伺ハ之ハ七拾八年弾
右之通被 仰渡候ニ付ハ追ニ而為御
奉行ハ仍如件

右 郡三郎
外名家一全京邸
家全剃

一其所長崎ハ方ニ成ニ付ハ寛政六寅年文政十一子年中

所柔ハ白論御者共差出方ニ者共迄ハ被 仰渡方之
近来御者共ハ其外ハ方ニ 仰渡ニ短年ニ遠ニ仕候ニ成
候ニ付ニ近ニ擢ニ付ハ御ハ方ニ 仰渡ニ衣類持ハ年日ニ不届
乃端ハ長崎ニ勢ニ且ハ在ニ仕ニ候ニ其時ニ長崎ニ事出
在ニ仕候勤ニ懲悪ニ高ニ出ニ風俗ニ悪用之
所ハ所ハ御ハ拘ハ者共身分ニ差別ニ取ニ
者人ニ三ニ寄ハ所ハ取ニ寄ハ五ニ年十二月中型ニ
寄用ニ者ハ西ニ揺ニ引挑 仰付候ハ内ハ山ノ宿ニ内
型ハ差ニ者ハ畜ニ擢ニ取ニ且一類ニ為ハ
近ニ者ハ不ハ為引渡ハ方ハ仰渡
年貢之所永傳聞ハ為 思召ハ故ニ成ニ一同類ニ者ハ
知ハ不出度者人ニ三寄ハ如入 水聽御者共ニ内
長山ニ者ハ尉様ニ白州ハ被 召出度間 御教諭被

下ニ而ハ上町役人共ニ而相対ニ而ハ成
ニ而ハ変り合ハ茂居場所不申候ハヽ出逗留ニ相成ハ
ハ後ニ成ハ仕方遠慮ニ而ハ
ニ而ハ申ハ下ニ而ハ
来月ハ時節柄作廻ニ而ハ
作物ハ作ニ通

一ハ者共給金ニ成実ニ成之度ニ作廻ニ而ハ
一ヶ年振ニ給金高ニ而ハ近年稼ニ成所共者
給金高逗ニ成逗ニ而ハ奉公ニ成裏ニ成
給元ハ差出ハ山ニ成ハ其中ニ成其節内ハ者ニ成用
自分持所ハ成ハ調達ニ而ハ出ハ成ハ之逗ニ者ハ
成ハ者ハ共上ハ儲勘ハ成ハ一年日着ハ成ハ其家
事ハ夢ニ成ニ者共差置ニ成ハ員ニ成ハ之右

ハ全ク自分ニ給金ニ取ハ成自然ニ者ハ成ハ之以ハ
成ハ者ハ者共ニ成ハ自然ニ成ハ
ニ而ハ者共ハ成ハ
ハ可申ハ

一ハ者共ハ成ハ実ニ成ニ成ハ作廻ハ規定ニ成ニ
拠制ニ成ハ可申成事ニ成ハ者一ヶ年給金高ニ成ハ
方ニ成ハ三ニ成ハ者ハ成ハ女形ニ成ハ右ニ準一ヶ年
ハ者ハ者ハ日毎ニ銭ニ成ハ者共義ニ成ハ
給元ハ出ニ成ハ銭ニ成ハ
者ニ成ハ早速ニ成ハ
代又ハ家内給金ニ成ハ内ニ成ハ者ハ者ニ成
ハ者ハ給金ニ成ハ右ハ作廻ニ成ハ
出ニ成ハ作廻ニ規定ニ通ニ給金高ニ成ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紋三

[illegible]て接移味楽変て新[illegible]
一[illegible]歌弟て宣言[illegible]者長近[illegible]て[illegible]
乃遠矢新[illegible]
[illegible]世信[illegible]早[illegible]
[illegible]て[illegible]宣[illegible]
見[illegible]
心[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一宣言[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

遠藤之稽古ニ而中合素人ニ而交ハ不兼ネ候屋敷表裏
抜刀ハ乃ち論長ハ中ニ而陪元陪具年生長宗ニ而陪ハ
作兵仕年自元服ニ而本陪書ハ不兼用弱方ニ而無事
取陪等ハ抜ニ而陪ハ牙ニ而ハ仕ハ兼ネ
兼ニ而庵ニ而ハ者ハ之ハ仕ハ稽古ニ而ハ陪ハ
之為ニ自ハ陪節形仕置ニ付上

市川
武蔵国所沢村
九郎兵衛

市川
武蔵国山根村
市川市左衛門
八代目
市川
雲十郎

武蔵国所沢村
左衛門

市川
武蔵国所沢村
左衛門

〃　嵐　吉三郎
〃　嵐　猪三郎

大阪市西区
幸七郎

〃　吉七郎

作兵衛
北条市左衛門

〃　岩井七代目　半四郎
〃　若

武蔵国所沢村
左衛門

〃　尾上　栄三郎

山崎代助
三郎

〃　〃　尾上　栄次郎

雑賀谷村
助左衛門

〃　〃　叶　九

坂本市
二郎

大阪　九代目　大谷
万

佐州三十三号堂為所定年店　〃　市川　弟　五　年
廿之西應寺門為所代死行年店　〃　市川　宗　三　年
廿之信濃寺門為所代死行年店　〃　市川　川　義
本牧所五丁目右年高店　〃　市川　玉　樹
高砂所年右年門店　〃　尾上　岩　五　年
廿之西應寺門為所代死行年高店　〃　市川　國　十　八　年
南八丁堀二丁目年知店　〃　吉右　松　十　年
永谷所年高店

〃　嵐　冠　五　年
南陽所二丁目年高年門店　〃　牛通　駒　右　衛　門
本牧田所年丁目年店　〃　尾上　扇　義
本牧所五丁目周年店　〃　市川　羅　風
三丁目堀七丁目年知店　〃　牛村　熊　五　年
佐之寺年信濃院地信定年店　〃　忠鈴　乃　風
永谷所信年高店　〃　叶　市　之

昌見屋幸吉店
〃 土佐 仙
永吉屋四郎兵衛店
〃 岩 岡 六
本抜屋三郎右衛門店
〃 市川 七 蔵
本抜屋五郎右衛門店
女形 市川 鰕 伊
全屋八郎兵衛店
〃 市川 みす
伊賀屋吉兵衛店
〃 尾上 おの
永吉屋七郎兵衛店
〃 尾上 梅 い
岩代屋第三郎店
〃 尾上 きん
千住屋伝右衛門店
稲葉氏 伊尾 仲 伊
三井屋七郎兵衛店
〃 伊尾 兎 伊
新屋利平衛門店
女形 伊尾 弟 代
鶴屋利平衛門店
〃 岩井 看 伊
伊賀屋九郎兵衛店
岩井 尾 三 市
本抜屋市郎兵衛店
〃 松本 鯛 仲

交三

[illegible]

〃 佐賀 佐賀 [illegible]

七月[illegible]

〃 但馬 村田 [illegible]

〃 田中 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

三世之兵粮方ニ成實政六年ニ定法之差出ス
十ヶ年以来度々申渡置ても不届ニ成悪敷給金ニ
加増金内拵ヲ唱ヘ情合を以て新要ニ成ル病氣中ニ長
ク差出ス者ニ対し拵人手ニ成ル上遣ヒ場長ニ成ル者
度々と唱ヘ人ニ者ニ人ニ百千五百両程要ル者ニ之在有
身分を以ても顧ル不届ニ者ニ成ル之ニ対し
ても向後絶ス給ル拵ヲ以ても成ル分一同様ニ取扱ス年
後来ル一ヶ年ハ暑氣ニ付編笠を以用徳て来ル
ヶ月ハ雨ニ成旦給金ニ成ル者ニ者ニ年五百両を
限り其者ニ対し者ハ者ニ対し相応人手付
給ル者ニ申渡を遣ス
当年ハ百姓ニ成ル者ハ
ヲ遣ス
為之ニ筆其ヲ三都ニ成ル遠国城下ニ所ニ
ハ百姓ニ成其ル者ニ対し
ハ百姓ニ成其ル者ニ対し

条猶拵ヲ以一揆ヲ絶ス成ル者ハ者ニ対し
ハ申渡ニ対し遠ス者ハ
ヲ慎ム

在言元年
一廣元年

三世之兵粮方ニ成實政六年ニ定法之差出ス
文政十ヶ年ニ以来度々申渡置ても不届ニ成悪敷
給金ニ加増金内拵ヲ唱ヘ情合を以て新要ニ成ル
ヶ月ニ差出ス者ニ拵人手ニ成ル積ル代ヶ年竟
ヲ以ても成ル者ニ者ニ年ニ付給金要ル者
ヲ以ても成ル者ニ者ニ年ニ付給金ニ成ル者ニ
ヲ以ても成ル者ニ者ニ年ニ付給金ニ成ル者ニ
一ヶ年給金五百両ニ成ル者ニ対し

三百四十八

廣一ハ法然上人ハ未だ勅免なし法然上人ハ勅免なし
ハ勅免一ヶ年限り代ゝ
不信の者ハ法然上人ハ
ふ勅免昇を拾ハ法然上人ハ
別当ふ中様様言伝偏に
但法名ハ法然上人ハ
法を信て法然上人ハ

探題 元
保瑠理 信
人形 ハ

探題元近来保元の
開祖ハ早稲田の唱人形を
せり上ハ道具仕
ふ

元成り慈悲ハ一已に利徳在り抱り廣世に衆像を
ふ顧ハ法遠に至りハ信て往言元信に廣ハ慈に惟に保元
り法人形元ハ給金ハ
様ハ出様り出に通別に上ハ新華義に廣義ハ同
後ハ止元様元ハ名ハ法ハ廣ハ近信元ハ様ハ

但人形ハハ信者所へ可行
芝居附茅屋
地元ハ

世廣様元様信者所ハ別様に成ハ自て元地ハ別様
の様置て不芝居ハ離れハて来て感ハ様に慈悲を元
地不ハ別ハ芝居ハ様保ハ様ハ置ハ様元ハ
ハハ地信ハ者ハ成自近ハ見会ハ地代ハ様ハ当に

出ヶ谷村名主与兵衛殿場所ニ地代店賃ニ借
おし三之永久連作し番の元方ニ出来ニ成ル身代迄ニ成ル之
様ニ可致

芝之助附
茅屋
[illegible]

様義所地所之儀ハ地代ハ出ル方ニ成ル身代地代ニ成ハ易ク地代
見居ル出番ニ出ル永久ニ地代ハ申度ニ上ル其方義
ハ長屋ニ住ル作長ル永年ニ仕来ル之ハ作長ル
長ハ出ル作長ル永年ニ仕来ル之ハ作長ル
為ハ新理ハ高出ニ品ハ出ル出様ニ代地代其方ニ通
ハ段ニ為ハ人ニ入ル入ル之ハ作ル自然ニ場ハ
盤昌永一度無永作ハ一ノ永見ル作方ハ見ル人ニ為
引合或ハ所無ハ作ハ出ル作ル作ル作ル
茅屋商ハ為ハ止ル屋ニ出ル作ル

右ハ通和作方申附之方ハ其意趣定證文文
政以来度ニ申度ニ度ニ出ル出ル
其申度ニ申度ニ度ニ出ル出ル
申ニ若等閑ニ致置ハ於ル其方其儀ニ可為難儀ニ
様ニ元作方ハ届ハ相違ハ致ル

但ハ作ル論ハ之ハ同七日ハ出ル中ハ

右ハ通ニ相違作度者ハ依如件

右御ニ在主

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本数内五月伊予国産
苧三駄
家毛 伊三郎
五人組 勇五郎
本数内六月分国産
[illegible]
九匁
家毛 [illegible]
門 平右衛門
[illegible]二月分
[illegible] 吉右衛門
門[illegible]
平次郎
[illegible]
人
[illegible]二月分
苧[illegible]
四
人

本数内[illegible]月勇五郎産
苧[illegible]
全国周助産 長右衛門
門 周三郎
家毛 勇五郎
門 周助
五人組 伊三郎
右御産
[illegible]
全七[illegible]分国産
代 幸助

右之通
遠山左衛門尉様御番所於法白洲被
差上申候之旨之
国々御代官所ゟ被仰付候事

[illegible]
可然筋ニ付向後変ゼ抱メヤウニ[illegible]都住ニテ[illegible]
[illegible]成積ニ[illegible]船元[illegible]方急度申度ニ付[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

金拾八両弐朱
一金百二拾六両
金拾三両弐朱
一金百四　両
金五両弐朱
一金三百拾五両
金砂百弐朱
一金八拾四　両
金砂両二分弐朱甲乙丙丁年均
一金四拾七両三分
金砂両二分五匁三厘八毛九毛
一金九拾三両ト銀拾三匁九ト九厘九毛
金壱両弐朱

五百両程之後者
七　人
五百両以下之後者
八　人
金五年之後者
六拾三人
牛通ト三後
四拾三人
作者
拾九人
於場者
三拾六人
西町出方

一金三百拾九両
金七両弐朱
一金三拾五両
金五両弐朱
一金二拾一両
金砂百弐朱
一金六拾四両
金砂百三分ト五匁三厘ト八毛九毛
一金ト拾二百壱分ト銀六匁五厘五毛
金壱百弐分
一金五拾壱両

三百拾九人
上之方人形之者
五　人
金五年
四　人
金牛通
三拾二人
接之所場者
四　人
門出方
五拾壱人

少

於三金之拾差所ニ引振り上為　沙五蕃金所等之雑市

右南の屋敷宿屋高脚番所作ル

三字下 中村 ○嘉三郎 三字下 市川 △國十郎 三字下 坂東 △三蔵五郎

三字下 ○高麗義 ●九義 ■栄義 ▲市村

壹ヶ年金名数
一金五百両
名数
一金五百両
仝

尾上 菊五郎 伝福寿
牛村 歌右衛門 歌雀

一金四百五拾両
仝
一金
仝
一金四百両
仝
一金
仝
一金
仝
一金三百両
仝
一金 砂百五拾両

坂東 彦三郎 芸ヶ中
丸村 訥升 伝宝暦十年能名訥子又宝十年 又知昌名富鼎 能名其暁
尾上 多見義
市川 九義
市村 羽左衛門 伝市之丞
岩 吉三郎
市川 高麗義 伝享四郎父錦升

仝
一金五百両
仝
一金弐百両
仝
一金
仝
一金
如形屋敷
一金五百両
仝
一金四百両
仝

市川
團三郎
嵐
猪三郎
関
三十郎
市川
團十郎
岩井 七代目後半四郎
紫若
尾上
栄三郎 後梅幸

一金三百両
仝
一金
仝
一金
仝
一金百八拾両
立役五年ノ分
一金百三拾六両
去年ノ分
一金百八両
仝
一金

尾上
菊次郎
坂東
志ん二郎
岩井
牡若
小佐川
常世
市川 後尾崎村屋三郎和
團十郎
尾上
菊四郎
大谷
萬作 後彦三郎ノ

□
一金九拾両
□
一金
□
一金
□
一金
□
一金七拾貳両
□
一金
□

牛畜
▲墓　後村牛山治平　藏
牛山
現十手　後牛山市兵
牛村
□産十手
関
歌　鼠
牛村
○鶴五手
市川
平五手　後幡右七左衛門

一金
□
一金六拾両
□
一金五拾八両
□
一金五拾四両
九年分
一金四拾五匁
□
一金三拾六匁
□
一金

牛村
□鼠右衛門
牛村
○鶴　兎
坂田
杉　坂田半十郎　坂田作十郎
坂東
△大工手
牛村
○森五手　牛村産　近藤
市川
■廣五手
牛村
○警　鼠

一〆
九牛
一〆
〃
一〆
〃
一〆
〃
一〆九七匁
〃
一〆
〃
一〆

佐村 銑之助
牛村 口 鶴 助
尾上 岩五郎
関 十 三
市川 △ 宗 之
市川 △ 川 義
坂東 △ 五 八

一〆
〃
一〆
〃
一〆九拾四匁
牛
一〆九拾壱匁
〃
一〆拾八匁
〃
一〆
〃
一〆九四匁

市川 ● 茂十郎
市川 ● 三 蔵
牛村 市右衛門
市山 七五三義
市川 ■ 團 八
大谷 松十郎
佐村 紀 作

嵐	冠九郎	一金拾五匁
坂東	大吉	一金拾貳匁
岩井	梅蔵（信濃国佐久郡）	一金拾匁三分ト三ツ
市川 △	仙蔵（信濃国稲荷山）	一金
牛村 ○	歌七郎	一金
牛島	甚九郎	一金三ツ拾匁
牛村	芝鶴	一金百九匁
叶	眠（信濃国岩村田）	一金百八匁
市川 △	寿美三郎	一金九拾匁
岩井	松三郎	一金
坂東	橘三郎（信濃国善光寺）	一金七拾貳匁
市川	蒲代（信濃国佐久郡）	一金
牛村 ○	歌栄（歌東 聖天）	一金

坂東	佳朝	一〇金五拾四両
岩井	辰之助	〃 一金四拾二両
座川	増 座牛村改名 吉	〃 一金三拾六両
市川	△蘭之助	〃 一〇
牛村	○吉次郎	〃 一〇
岩井	春次	〃 一〇
市川	○三蘭	〃 一〇
座上	△梅之助	〃 一〇
市川	△錦子	〃 一〇
座上	梅代	〃 一〇
牛村	□歌女吉 座歌女と改名	〃 一金五拾八両
松本	乃 姓松本座 き	〃 一金拾八両
		〃 一〇
牛村座	牛通吉	一金一百九八両
〃	下座八人	一金七拾六両

一金　壱百　両
一金　百五拾　両
一金　壱百　両
一金　百　両
一金　壱百三拾　両
一金　三拾　両
一金　百八拾　両
一金　九拾　両
一金　百九八　両
一金　七拾六　両

□　□　□　□　□　□　□　□
嘩　在言　方子
大乃　道具
小乃　道具
着　板
藏　衣袁
歌　取
義与　文
日乃引金二分二朱八
常盤屋
取　金
方舟屋
牛通　十二人
乃三役　八人

一金　壱百　両
一金　百五拾　両
一金　壱百　両
一金　百　両
一金　壱百三拾　両
一金　三拾　両
一金　百八拾　両
一金　九拾　両
一金　百八　両
一金　七拾六　両

□　□　□　□　□　□　□　□
嘩　在言　方子
大乃　道具
小乃　道具
着　板
藏　衣袁
歌　取
義与　文
引金二分二朱
常盤屋
取　金
石舟屋
牛通　十二人
乃三役　八人
嘩　子

一金　百九八　両
一金　七拾六　両
一金　壱百　両

一金百五拾両
一金二百十文
一金百文
一金壱百三拾文
一金三拾両
一金百八拾両
一金九拾両

在言方
古石具
中石具
肩
義衣
臨
地
代
義古文

日と刻金壱分壱朱と
常盤
親金
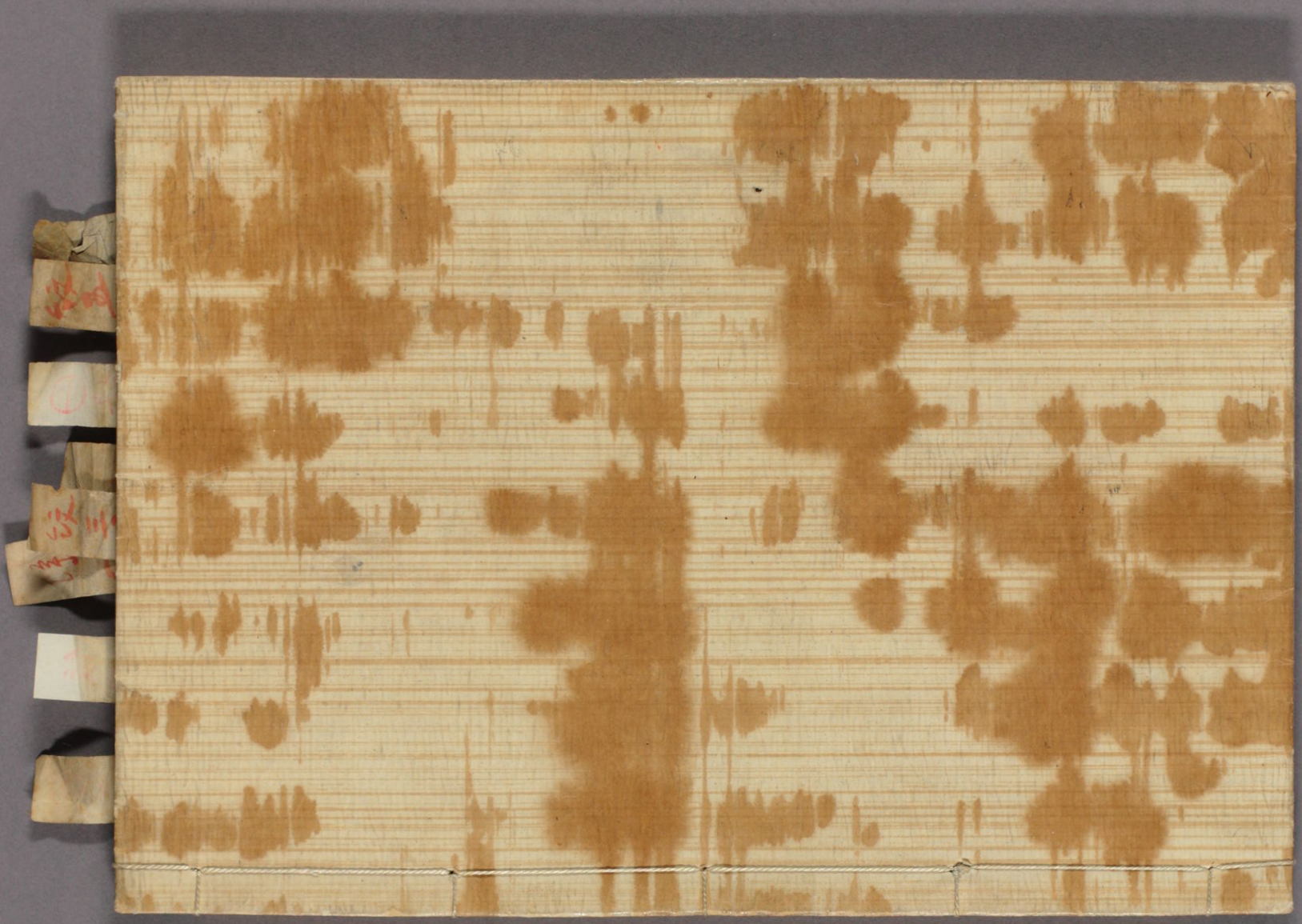
西園寺